

請願第 12号

令和5年10月 5日

川崎市議会議長 青木功雄様

横浜市

全国福祉保育労働組合 神奈川県本部

執行委員長

高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める請願

請願の要旨

介護事業所や障害福祉事業所の職員の処遇改善に向けて、介護報酬や障害福祉サービス等報酬を引き上げるよう、国に意見を上げてください。

請願の理由

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっています。募集しても応募がなく、公的に定められた指定基準は何とか満たしても、職場として必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多くあります。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年（令和4年）6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。政府は2022年（令和4年）2月から介護職員などへの処遇改善事業を始めましたが、規模も対象も限定的で、大半は手当の支給にとどまっています。

コロナクラスターなどで利用者が減ると介護報酬は減り、職員の賃金が減額されることがあります。ケアマネジャーなどの職種は、処遇改善加算やベースアップ加算の対象外で賃上げにならず離職が進み、ケアマネジャー不足に陥っ

ています。

その後、異常な物価高騰が続き、大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進みました。しかし、介護職員などへの追加の対策は打たれておらず、賃金格差が更に拡大する状況にあります。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となりました。私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には直接影響しません。

介護報酬と障害福祉サービス等報酬は、2024年度（令和6年度）の改定に向けて、議論が進められています。現場を支える職員の賃金水準を抜本的に引き上げるためには、プラス改定が必要です。

このような状況を踏まえ、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出していただくよう趣旨に沿ってお願いいたします。

紹介議員

宗 田 裕 之
三 宅 隆 介
重 富 達 也